

追加募集

令和8年度

区民プロデュース型 講座

実施団体募集

区民の皆さんの社会教育活動を支援するため、区にかわって自主的な企画・運営により
広く区民を対象にした講座を開催していただける団体を募集します。
日頃の学習成果を生かして、講座を企画・開催してみませんか？



講座の内容

- 1.内容 社会教育活動の推進に資する内容
※主なテーマは下記のとおりとなります。
 - ① 文化芸術活動（生活文化・レクリエーションを含む）の推進に関する学習
 - ② 地域における文化・歴史等の保護および活用に関する学習
 - ③ まちづくり、コミュニティ形成についての理解を深める学習
 - ④ 地域の青少年健全育成に関する学習
 - ⑤ 子育て支援や明るい家庭づくりの推進に関する学習
 - ⑥ 女性の社会参画、自立と文化的向上を促す学習
 - ⑦ 人権啓発に関する学習
 - ⑧ 障害者の社会参加や自立に関する学習
- 2.来場対象者 区内在住または在勤・在学者で各テーマに関心のある方
- 3.対象団体 現在1年以上継続的に活動している品川区社会教育関係団体で、構成員が10人以上であり、申請時に有効な登録期間にある団体。
- 4.開催期間 令和8年10月1日（木）から令和9年2月26日（金）まで

★ 詳細は中面・裏面をご覧ください ★

主催 品川区

手続きの流れ

〔申請書の提出〕

7月14日(火) 開設希望申請書（様式1号）に必要事項を記入し、令和7年度の団体の活動資料を添えて、品川区に提出してください。
※ホールを使用する場合は、各団体で会場の予約をしてください。
※ホール以外の会場は、委託候補決定後に品川区が仮予約をします。

〔委託候補団体の決定〕

7月下旬までに 品川区で書類審査(選考)を行い、委託候補団体を決定し、通知します。

〔説明会〕

8月6日(木)午後2時～ 説明会で手続きに必要な書類をお渡しします。

〔事業実施計画書等の提出〕

8月17日(月) 委託候補団体は講座の事業実施計画書等の必要書類を提出してください
(提出期限) (保険代・資料代等の参加費や団体負担金を含む全ての経費計画をたててください)。実施計画・経費等は品川区と協議・調整を行います。

〔委託団体の決定〕

8月下旬 書類審査後、委託団体を決定し、事務手続きを行います。
※委託決定後、各団体で会場の本予約・備品の手続きを行ってください。

〔委託料の振込〕

9月上旬 委託が決定した団体へ委託料を振り込みます。

〔講座の開設〕

10月1日～2月26日 委託団体は、広報およびちらしの編集や配布等の計画を品川区と連絡を取りながら、講座の参加者を募集・準備・実施していただきます。

〔精算・報告書の提出〕

～最終講座終了日より1か月以内
報告書・経費明細書などを区へ提出いただき、審査後、委託完了となります。

※各団体・グループ内でよく相談して計画をたて、申請書をご提出ください。
申請書の書き方等で 不明な点がございましたらお問い合わせください。

【お問い合わせ・提出先】 品川区役所 第二庁舎(防災センター)6階
文化観光スポーツ振興部文化観光戦略課 文化観光戦略担当
☎03-5742-6836 FAX03-5742-6893

募集团体数・委託料

講座時間は1回2時間以上、開催回数は1～6回。

開催回数ごとに委託料の上限額が設定されております。

開催回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回
委託料	上限5万円	上限7万円	上限9万円	上限11万円	上限13万円	上限15万円
募集团体数	合計10団体程度					

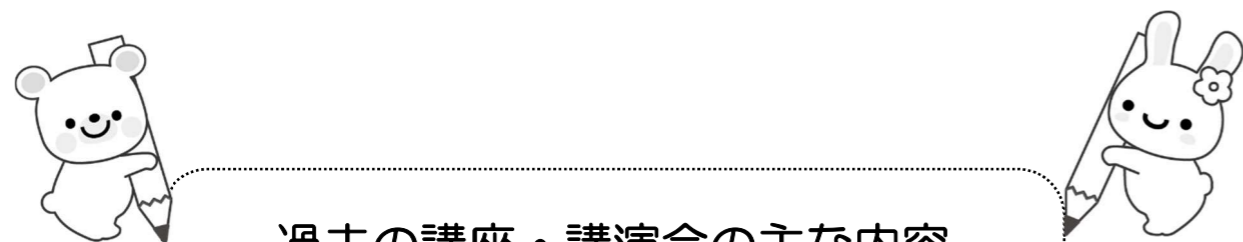
※委託料は、計画された規模や内容等を審査し、区が決定します。

※審査会では、計画内容・過去の実績などを客観的に判断し、選考を行います。

※託児や手話通訳を付けて開催することもできます。

対象団体 ※対象は品川区社会教育関係団体に限ります。

1. 現在1年以上継続的に活動している品川区社会教育関係団体で、構成員が10人以上であり、申請時に有効な登録期間にある団体。
2. 団体の活動が自主的に運営され、日頃から継続して活動を行っていること。
3. 本事業を3年連続利用していないこと。
4. 令和8年度以降、1団体あたりの利用は3回まで。
5. 令和8年度社会教育関係団体講師謝礼助成制度を利用しないこと。
6. 令和8年度に品川区や東京都・公共団体などからの助成や事業委託等を受けないこと。
7. 代表者または代理の会員が8月6日（木）午後2時からの説明会や書類の提出に必ず来庁できること。
8. 令和8年度、既に「区民プロデュース型講座」の承認を受けている団体を除く。



過去の講座・講演会の主な内容

- ・社交ダンス
- ・楽器演奏と歌
- ・ハーモニカ演奏
- ・ギター演奏
- ・短歌学習
- ・歴史学習
- ・読書学習
- ・子育て学習
- ・手話学習 など

講座・講演会開設の条件

1. 学習内容・使用会場申請等の手続き・運営を、自主的に編成・実施できること。
2. 学習課題が系統的にプログラムされており、気軽に広く区民が参加できる内容であること。
3. 会員を除いて20名以上の参加者が見込めること。
4. 会場は原則として、文化観光戦略課が所管する施設（各文化センター・品川歴史館）や、きゅりあん・スクエア荏原を使用すること。
5. 開設にかかる基本的な経費（講師謝礼、会場使用料等）は、委託料をもってあてること。
使用する会場は、1回あたり1施設内の2部屋、2コマまで。
なお、会場使用料は団体区分にかかわらず有料となります。

ただし、文化センターの会議室（音楽ホール、大ホール、プール、プラネタリウム除く）を会場とする場合は、委託金とは別に区が使用料を負担します。
6. 参加者の経費負担が発生する場合は必要最低限（資料代や保険料等）とし、1人1回あたり1,000円未満とすること。
7. 申請時に提出した計画を委託候補団体決定後に原則として変更しないこと。
8. 平日（日中）に区や受講希望者、受講決定者の問い合わせに電話およびメールで迅速に対応できること。
9. 団体の構成員以外の講師の依頼および会場で使用する備品の手配ができること。

★ 申し込み方法 ★

7月14日（火）までに、開設希望申請書を 区の電子申請サービス、または持参にて文化観光戦略課にご提出ください。

※「開設希望申請書」は文化観光戦略課・各文化センターの窓口にあります。

※品川区ホームページからダウンロードもできます。

電子申請は
こちら

